

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉吉市長 広田 一恭

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 倉吉市 (203) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 関金地区 (関金町泰久寺、松河原、大鳥居、安歩、関金宿、郡家、山口、野添、米富・小泉、福原、明高、堀、今西、金谷、大坪・滝川、五区・田中・浅井、本村・矢櫃、泰久寺、南堀) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年7月18日 第1回 |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

倉吉市の西部に位置する関金町は大きく山守地区、矢送地区、南谷地区の3つのエリアに分かれる。山守地区、矢送地区は大部分が山間部に位置するため、傾斜があり畦畔の管理が困難であるが、水稻や飼料作物を中心に農業を展開している。南谷地区は関金町の中でも平坦な農地が多いエリアで、水稻・大豆・飼料作物を中心とした農業を行っている。近年はイノシシなどの鳥獣害が深刻化しており、小さい農地や条件の悪い農地では離農が進んでいる。米価が安価な事に加え、農業用機械の高騰しているため、機械の更新のタイミングで離農する担い手が多発する恐れがある。現在は、大型農家により農地が守られているが農地が点在しているため、今後は大型農家による農地集積が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

これまでと同様に地区内外の大型農家が担い手の中心となり、農地集積を進め、水稻・大豆を中心とした農業を継続する。若い後継者や新規就農者など担い手の人数が増える見込みは今のところ無いため、営農する農地と維持管理する農地を選定することが必要である。これまで当該地区のほぼ全ての農地を対象として中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組み、農地と農業用施設の維持管理に努めてきたため、今後もこの取組を継続し、豊かな資源を維持していく。軽微な修繕箇所は多数あるが早急な修理を要する水路は今のところ無い。今後も豊かな水源を活かした農業を展開していくため、関金土地改良区が中心となり計画的な水路の改修を計画していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 893.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 775.8 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| <p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、7名の大型農家を中心に認定農業者など担い手となる農家へ面積の拡大を促すとともに、更なる担い手への農地集積を進める。</p> |
| <p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地域全体の農地を対象に担い手の経営意向を確認しながら、段階的に農地集積・集約化を進める。</p> |
| <p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>関金土地改良区と連携を図りながら、老朽化した水路の更新、軽微な補修などの地域全体で抱える問題について補助事業を活用しながら基盤整備を進める。 中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む各組織で管理する農道の路面補修や水路の目地補修などを実施し、農業用施設の長寿命化を図る。</p> |
| <p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>倉吉市、鳥取県、JAと連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集する。特に新規就農者に対しては、農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p> |
| <p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①各地区において、効率的な電気柵の設置を行う。
- ③担い手不足の解決策の1つとしてスマート農業の積極的な取り入れを検討する。